

淀川水系流域委員会第4回意見聴取反映WG検討会(06.10.4開催)結果報告		06.10.18 庶務発信
開催日時	2006年10月4日(水) 13:30～16:30	
場 所	京都会館 2階 第1会議室	
参加者数	委員 11名 河川管理者 16名	
検討の概要		
1.「住民参加のさらなる進化に向けて」(答申基礎案)についての意見交換		
委員より、当日配付資料「住民参加のさらなる進化に向けて」(答申基礎案)について説明がなされた後、章ごとに意見交換がなされた。主な意見は以下の通り(例示)。		
○「はじめに」について		
・全体的に文章が固く、難しい。住民にも理解できるような読みやすい文章にして欲しい。		
・意見聴取反映WGは、河川管理者のこれまでの取り組みを評価しているのか。多くの委員は「よくやった」と思っていると思うので、そういった面を積極的に出していったらどうか。		
・「はじめに」には、今回の意見書を提出する趣旨が書かれていない。これまでも住民意見聴取反映に関する意見書を出してきたので、あらためて意見書を提出する趣旨を書いておくべきだ。		
・「河川法改正の意義」(P1)として、4つの項目があげられている。①と②は河川法の規定通りだが、③と④は「こう読まなくてはならない」「こう検討しなくてはならない」という趣旨だ。①②と③④は性格が違っているので、整理した方がよい。		
○「Ⅰ 住民参加のためにとられた河川管理者の手法とその評価」について		
・「住民参加の現状に問題点」(P2)では、河川管理者の手法を厳しく断じているが、私は評価したい。河川管理者は住民参加を意義あるものとする方向性を示したが、河川管理者の手法は必ずしも十分ではないので、今後はこうした方がよいというような前向きな表現に修正してはどうか。		
・河川管理者が行っている「意見募集」に対する流域委員会の評価として「24時間門戸開放は評価できる」(P3)とあるが、表現に違和感がある。常時意見を募集していることは評価できるという意味ではないか。		
・河川管理者が行っている「意見募集」は、「サイレントマジョリティからの意見聴取の方法として有効」(P3)と評価しているが、「ある程度有効」と修正すべきだ。無作為アンケートの方がより有効だろう。		
・住民説明会のうち、改善型説明会(コーディネータを置いた運営)の説明と評価をより詳しく書いた方がよい。また、河川管理者が作成した説明会や対話集会の評価一覧表を添付した方がわかりやすくなる。		
・「サイレントマジョリティ」(P3)という表現は使わない方がよいのではないか。意見を述べればサイレントマジョリティではなくなる。		
・住民説明会の評価(P3)として、参加者のご意見に対して河川管理者が「応答はしない」「応答あり」と記述されているが、両者の違いがよく分からないのでもう少し詳しく書いて頂けるとありがたい。これまで開催した住民説明会では参加者の質問に出来る限り回答してきたし、回答できなかったものはご意見としてお聴きし、よいと思ったご意見はその後の基礎案等に反映してきたつもりだ。(河川管理者)。		
・流域委員会は提言において対話集会を河川法に規定された公聴会と位置づけて実施することを提案したので、P5の2行目「説明会や公聴会なども必要であることには疑いはない」という記述では、対話集会と公聴会が混同されてしまう。修正した方がよい。		
・「対話集会の開催についての評価はきわめて高いことが分かった」(P4)とあるが、これは事実か。 ←河川管理者が参加者に対して実施したアンケート結果から判断した。ただ、対話集会にはよい面も悪い面もあったので、文章を再検討したい。		
・対話集会の改善課題として①～⑥まで挙げられているが(P6)、⑤以下は改善点ではないので、新たな項を起こした方がよい。		
・対話集会の改善課題①では、サイレントマジョリティの意見が討論会で出てきたことをどう評価しているか。開催場所や日時の工夫によってサイレントマジョリティの意見が出てきたことを評価しているのか。それとも、もっと他の方法を考えないといけないという評価なのか。評価を統一しておくべきだろう。		
・これまでは行政の裁量でやってきた。行政の裁量をチェックするために、行政の説明責任について書いておく必要がある。		
・「Ⅰ 住民参加のためにとられた河川管理者の手法とその評価」は、河川管理者の取り組みへの積極的評価と課題点指摘の2つに絞り、「Ⅱ 住民参加のさらなる進化に向けて」で委員会からの新しい提案を行えばよいのではないか。		

○「Ⅱ 住民参加のさらなる進化に向けて」について

- ・P7 でドイツでの例が紹介されているが、何のために書いたのか。読み方によっては「ダム事業は後戻りができない」とも読める。不要ではないか。
- ・「意見聴取と反映のしくみ」(P9) の「さまざまな吸収しながら」の後に「計画内容を熟成するとともに」を追加して頂きたい。意見聴取と反映の第一の目的は、やはり、より良い計画を作ることだ。
- ・意見書では参加者を集めるための具体的な方法が提案されていない (P9)。河川管理者はさまざまな方法 (折込チラシ、車内吊広告、メルマガ等) を行っているが、これらも 1 つのチャンネルでしかない。他のチャンネルもあるのではないかと。川遊びの参加者や主婦の団体を対話集会和結びつけていく等の方法を盛り込んでどうか。
- ・対話集会に参加されない方々のご意見を聴くためにはアンケートが有効だと思っているが、今回の意見書(案)では、アンケートの実施にやや消極的だ。もっと積極的に書いてはどうか。
- ・「1) 専門部署の設置と専門官の採用」(P9) として提案されていることは、今回の意見書の大きな柱だと思う。意見聴取反映のために専門官を養成するという考え方もあるが、意見聴取反映はあらゆる場面で必要なことなので、職員の意識改革とさまざまな局面で意見をくみ上げるようとする姿勢が何よりも必要だ。専門官や専門部署の設置には反対しないが、実際に有効なのはトップの姿勢と現場への徹底ではないか。
 - ←確かにそれができれば理想的だが、実現までの「つなぎ」も必要だと考えた。よって、「基本的には全職員が取り組むべきことだが」という但し書きを追加してはどうか。
 - ←局に人材育成を担当している部署があるので、どういう考え方で人材育成をしているのかを聞いた上であらためて説明させて頂きたい。国交省では「コミュニケーション型行政」を推進しており、これにあわせた人材育成を進めている。現状では各河川事務所に意見聴取反映を専門とするポストは設置されていないと説明したが、つくる・つくらないということではない。(河川管理者)。
- ・「専門家パネルの設置」(P10) が提案されているが、河川管理者が専門家パネルを担うという趣旨ではない。情報公開をしても地域住民が理解できる範囲には限りがある。アメリカでは、専門的な評価書の理解を手助けする制度がある。「専門家パネルの設置」は「専門部署・専門官の設置」とは違うという位置付けをはっきりしておいた方がよい。
 - ←専門家パネルには賛成だが、住民にわかりやすく伝えることは河川管理者には必須の能力だ。

○「Ⅲ 社会的合意について」について

- ・意見書で示した「社会的合意」について、流域委員会が新たな考え方を示した場合、これまで河川管理者が実施してきた住民意見聴取のさまざまな取り組みへの波及的影響がどうなるのか。河川管理者は、流域委員会が新たに示した社会的合意の考え方に則って、再度、住民意見聴取をやり直すのか。気になっている。
- ・一般的な社会的合意について述べられているが、流域委員会が示した「社会的合意」を説明しているわけではない。きちんと説明しないとイケない。
- ・説明責任を果たすために、物理学的な判断や法学的な判断に基づいた説明をして、みんなで納得できるということが重要だ。社会的合意とは、そういう説明責任の果たす過程だと思う。また、事実関係の確認のためには、会議だけではなく勉強会も必要だ。
- ・「関係住民」の範囲は事業の種類等によって異なるという記述があるが、具体的な例示がほしい。
- ・Ⅲ章の前段 (P10～11) で述べられている「納得のいく手続きを経て結論に達する過程そのものが社会的合意」という内容が核心的な部分だと思うが、これを流域委員会の意見書とするためには、全体委員会で議論をして意思統一しなければならない。
- ・社会的合意に向けて、具体的に河川管理者が何をすべきなのか。河川管理者は流域委員会に社会的合意に向けた具体的なプロセスを求めている。こういった視点から意見書(案)をより進化させないといけない。

○「おわり」について

- ・司法との関連について述べられているが、あえて触れる必要はないだろう。

2. 今後のスケジュールについて

- ・今回頂いたご意見を参考に意見書案の修正を行った後、再度全委員から意見募集を実施する。

以上

※結果報告は、委員の皆様には主な決定事項等の会議結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させていただくものです。